**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト**

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

**【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え**

**●学校における平時からの備え（ｐ６～７参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。 | □ |
| 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。 | □ |
| 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。 | □ |
| 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。  ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと  ・法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと  ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと　など | □ |
| 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。 | □ |
| 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。 | □ |
| 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。 | □ |
| 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。 | □ |
| 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。 | □ |
| 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。 | □ |
| いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。 | □ |
| そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。 | □ |

**●学校の設置者における平時からの備え（ｐ７～８参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。 | □ |
| 重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。 | □ |
| 保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。 | □ |
| 学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。 | □ |
| 各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。 | □ |
| 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。 | □ |
| 重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。 | □ |
| **職能団体等との連携について** | |
| 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。 | □ |
| 職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。 | □ |
| **【公立学校の場合】**  職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。 | □ |
| **【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】**  単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。 | □ |

**【チェックリスト②】重大事態発生時の対応**

**●重大事態の発生報告（ｐ16～17参照）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | | **チェック** | **日付** |
| **【公立学校】重大事態の発生報告** | | | |
| 地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。  ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長 | | □ |  |
| 報告内容 | 学校名 | □ |  |
| 対象児童生徒の氏名、学年等 | □ |
| 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること | □ |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| 教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。  ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。 | | □ |  |
| 文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。 | | □ |  |
| **【公立学校以外】重大事態の発生報告** | | | |
| 地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。  ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣  ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を  設置する地方公共団体の長  ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事  ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して  　認定地方公共団体の長 | | □ |  |
| 報告内容 | 学校名 | □ |  |
| 対象児童生徒の氏名、学年等 | □ |
| 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、  訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係 | □ |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| 法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。 | | □ |  |
| 文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。 | | □ |  |

**●重大事態発生時の初動対応**

**◆資料の収集・保存（ｐ18参照）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | | **チェック** | **日付** |
| 重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。 | | □ |  |
| 資料  例 | 学校が定期的に実施しているアンケート | □ |  |
| 教育相談の記録 | □ |
| これまでのいじめの通報や面談の記録 | □ |
| 学校いじめ対策組織等における会議の議事録 | □ |
| 学校としてどのような対応を行ったかの記録 | □ |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| 学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。 | | □ |  |
| 再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。 | | □ |  |

**◆報道等への対応（ｐ19参照）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** | **日付** |
| 報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。 | □ |  |

**【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明**

**●事前説明等を行うに当たっての準備**

**◆説明の準備（ｐ25参照）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** | **日付** |
| 対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。 | □ |  |
| どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。 | □ |  |
| 説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。 | □ |  |
| 説明時の録音の有無を確認した。 | □ |  |
| 説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。 | □ |  |

**●対象児童生徒・保護者に対する事前説明**

説明日：

**◆対象児童生徒・保護者への説明事項**

**【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（ｐ26～27参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| **①重大事態の別・根拠** | |
| 法で定義されている重大事態について説明した。  一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下１号重大事態）。  二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下２号重大事態）。 | □ |
| １号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。 | □ |
| 重大事態として認めた時期について説明した。 | □ |
| 地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。 | □ |
| **②調査の目的** | |
| 本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。 | □ |
| 本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。 | □ |
| **③調査組織の構成に関する意向の確認** | |
| 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。 | □ |
| 対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。 | □ |
| 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。 | □ |
| 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。 | □ |
| **④調査事項の確認** | |
| 調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。 | □ |
| 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。 | □ |
| **⑤調査方法や調査対象者についての確認** | |
| 調査方法について要望があるか確認した。 | □ |
| 実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。 | □ |
| 調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。 | □ |
| 対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。 | □ |
| 関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。 | □ |
| **⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介** | |
| 窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。 | □ |
| **※その他** | |
| 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。 | □ |

説明日：

**◆対象児童生徒・保護者への説明事項**

**【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（ｐ27～29参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| **①調査の根拠、目的** | |
| 調査の根拠、目的について説明した。 | □ |
| **②調査組織の構成** | |
| 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。 | □ |
| 職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。 | □ |
| **③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）** | |
| 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。 | □ |
| 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。 | □ |
| 定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。 | □ |
| **④調査事項・調査対象** | |
| 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。 | □ |
| 調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。 | □ |
| 調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。 | □ |
| 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。 | □ |
| **⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）** | |
| 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。 | □ |
| 事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。 | □ |
| **⑥調査結果の提供** | |
| 法第28条第２項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。 | □ |
| 調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。 | □ |
| 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。 | □ |
| 調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。 | □ |
| 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。 | □ |
| 公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。 | □ |
| 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。 | □ |
| **⑦調査終了後の対応** | |
| 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。 | □ |
| 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。 | □ |
| 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。 | □ |
| 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。 | □ |

**◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（ｐ29参照）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** | **日付** |
| **重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合** | | |
| 外部に説明する内容を事前に伝えた。 | □ |  |
| 公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。 | □ |  |
| **自殺事案の場合** | | |
| 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。  ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。 | □ |  |
| **対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合** | | |
| 保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。 | □ |  |
| **対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合** | | |
| 適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。 | □ |  |

**◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（ｐ30参照）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** | **日付** |
| 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。 | □ |  |

説明日：

**●関係児童生徒・保護者に対する説明等（ｐ30参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。 | □ |
| 調査に関する意見を聴き取った。 | □ |
| 調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。 | □ |
| **関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合** | |
| 調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。 | □ |
| **関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合** | |
| 法が定めるいじめの定義（法第２条第１項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。 | □ |

**【チェックリスト④】重大事態調査の進め方**

**●調査の進め方についての事前検討（ｐ31参照）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | | **チェック** | **日付** |
| 調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。 | | □ |  |
| 確認  ・検討事項 | 調査の目的・趣旨 | □ |  |
| 調査すべき事案の特定、調査事項の確認 | □ |
| 調査方法やスケジュール | □ |
| 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等） | □ |
| 調査結果の公表の有無、在り方 | □ |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
|  | □ |
| 文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。 | | □ |  |

**●調査の実施**

**◆調査全体の流れ（ｐ31～32参照）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | | **チェック** | **日付** |
| 調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。 | | □ |  |
| 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。 | | □ |  |
| 確認した事項 | 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料 | □ |  |
| 学校いじめ防止基本方針 | □ |
| 年間の指導計画 | □ |
| 学校に設置される各委員会の議事録 | □ |
| 過去のアンケート、面談記録 | □ |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
|  | □ |
| 対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。 | | □ |  |
| 対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。 | | □ |  |
| 実施した事項 | 教職員からの聴き取り | □ |  |
| 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査 | □ |  |
| 学校以外の関係機関への聴き取り | □ |  |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |  |
|  | □ |  |
|  | □ |  |
| 事実関係を整理した。 | | □ |  |
| 整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。 | | □ |  |
| 報告書の作成、取りまとめをした。 | | □ |  |

説明日：

**◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（ｐ32～33参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。 | □ |
| 重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。 | □ |
| 聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。 | □ |
| 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。 | □ |
| 調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。 | □ |
| 聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。 | □ |
| 聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。 | □ |
| 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。 | □ |

説明日：

**◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（ｐ34～35参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。 | □ |
| 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。 | □ |
| 聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。 | □ |

**【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表**

説明日：

**●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ39～40参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。 | □ |
| 資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。 | □ |
| 調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。  ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。 | □ |
| 必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。 | □ |
| 重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。 | □ |
| 上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。 | □ |

説明日：

**●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（ｐ40参照）**

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** |
| 対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。 | □ |
| 対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。 | □ |
| 調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。 | □ |

**●地方公共団体の長等への報告及び公表（ｐ40・43参照）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **チェックポイント** | **チェック** | **日付** |
| 法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。 | □ |  |
| 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。 | □ |  |
| 文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。 | □ |  |
| 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。 | □ |  |
| 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。 | □ |  |